

めんたるねっと

VOL.21-2

No. 82

悼みの場づくり	「舩松克代さんを語る会」～私たちらしい追悼のカタチ～	2
トピックス	精神医療国家賠償請求訴訟の判決（敗訴）と今後（控訴へ）	3
SST の現場から	経験交流ワークショップ in 岩手～積極的に広める大切さ実感	6
被災地より	福島／止まっている「時」と、進んでいる「時」の混在	8
活動報告	キャリアデザインスクール／初めての宿泊研修を三浦で実施	9
	Irodori ～海の公園でバーベキュー／ 駄菓子屋カフェ	10
	ジョブコーチ ～引き寄せた「ご縁」／ 子どもとみんなの食堂	11
	事務局より／予定・報告	12



絵：八木陽子

「舩松さんを語る会」

～私たちらしい追悼のカタチ～

2024年8月4日（日）メンタルネット主催で「舩松さんを語る会」を開催しました。理事を長年務められた舩松克代さんが旅立たれてちょうど1年ほどたった真夏の一日。舩松さんが何度も研修講師としてその場に立った、ウィリング横浜を会場としました。

舩松さんとお別れのあとは、この情報誌「めんたるねっと」でも追悼特集が組まれるなど、みんなが舩松さんの不在をなんとか受け止めようとしていました。しかし、その後も私たちの中には「もっと何かしなければ」という思いがあり続け、とはいえどうしたらよいかわからないまま時間だけが過ぎていくようでした。それほどまでに私たちの気持ちが追いついていなかった、ということなのかもしれません。

そんな中、ある集まりで「舩松さんについて語る場があったらよいのではないか」という声を頂きました。そうか、お別れの会などきっちりとした形のあるものでなくても、みんなが集まって語り合う、そんなグループをやればよいじゃないか。そう考えて理事会に提案し、承認を得て開催が決定しました。

当日、会場のホワイトボードに理事長の鈴木弘美さんが書いた「プレゼントをするのが好きだった舩松さんから私たちはたくさんのお礼をもらいました。・・・今日は色々なことをたくさん語りたいです。いっぱい笑っていっぱい泣けるといいな！」という文字に、胸がぎゅっとなつかまれるような感覚がわいてきます。時間になり、輪になって「思い浮かんだことを自由に話してもらえればよいこと、まだ話せない、言葉にならないという人は聞いているだけでもよいし、そういった気持ちそのものを話してくれればよいこと」を伝えてグループはスタートしました。午前中は11名（ご家族で参加して下さった方もおられました）、午後は4名の参加で各1時間半ずつ、時間いっぱい舩松さんにまつわるさまざまな思い出や、一人ひとりのこころの中の思いが語られていきます。SSTやそれ以外の幅広い臨床・教育活動、プライベート（母・妻・娘として…）など、いろいろな舩松さんが語られ



ることで、舩松さんの思い出がどんどん立体的になっていくようでした。そして、そこで起きるどんな気持ちも、笑顔も涙も、グループという器がそのまま受け止めてくれる体験は、私たち自身の気持ちを語れる場があることがいかに大切かを改めて強く感じさせてくれる、非常に豊かな時間でもありました。

都合が合わず参加できなかった方、ごめんなさい。でも「こんな悼（いた）みの場がほしい」と思う方はぜひその声を聞かせてください。そこからまた新たなグループが生まれるかもしれません。次回はまた来年の同じ頃に・・・？ などと話しながら、真夏の1日を終えました。私たちらしい、メンタルネットらしい、追悼のカタチになったんじゃないかな。どうだろう、ねえ、へのちゃん？

（YMSN 理事 佐藤幸江）

認定講師を目指したいと YMNS の研修に参加して舩松さんと出会いました。月1回、横浜に来て SST 研修会に参加していました。先生には「私は推薦しないよ」みたいと言われていたのですが、推薦人にサインをいただきました。認定講師審査ビデオの投函日、東日本大震災が襲いました。DVD を投函して約1時間後の出来事でした。色々心配をいただきましたが、私の住んでいる地域は停電1週間ということと物流が滞ったくらいでした。ややしばらくして認定講師合格の連絡があり、先生に合格したことを報告すると「スタートラインに立っただけだからね。今からだよ。ちょうど佐々木さんが10人目」と。

岩手より 佐々木 敬

精神医療国家賠償請求訴訟の判決（敗訴）と今後（控訴へ）

～精神医療の現状と長期入院を問う裁判～

はじめに

10月1日、東京地方裁判所にて精神医療賠償請求訴訟（以下、訴訟と略す）の判決が下された。結果は敗訴であった。

この訴訟は日本の精神医療政策そのものを問う初めての裁判である。2020年9月30日の提訴から4年経過していた。私自身はこの訴訟を知ってからできる限り東京地裁で傍聴をし、10月1日に103号法廷で判決を聴いた。結果は敗訴である。しかし、のあとの報告会で原告の伊藤時男さんは控訴する決意を述べた。長く精神障がい者に関わってきた者としてこの裁判を応援していこうと思うし、自分のできることとしてせめてこの裁判の重要性を多くの人たちに知って欲しいと思い今回この誌面でお伝えすることにした。

1. 当該訴訟の概要

○原告である伊藤時男さんについて

伊藤さんは福島県出身。家を出て川崎や横浜で働き始めた16歳の頃、統合失調症を発症して入院。22歳で福島に戻り、大熊町の精神科病棟に転院した。東日本大震災で病院が被災し茨木県の病院に転院したことで、医師から「入院が必要な症状ではない」と告げられ退院を勧められた。そしてようやく地域で生活をするようになった。この時すでに61歳。入院してから約40年が経っていた。

この裁判の提訴に踏み切ったのは「長期入院は私だけの問題ではない。10年以上入院している人をたくさん知っている。なかには退院したいと言ったら看護師にだめと言われ絶望して自殺した人もいる（開放病棟にいた人で自殺は病気が原因ではない）。退院できないことへの絶望感です。これ以上そういったことは起きてほしくない。だから裁判を起こす決心をした」。

○請求内容

伊藤さんは、1973年9月2日から少なくとも2003

年4月30日までは保護義務者である父などの同意による同意入院等という形態で、原告の意に反して強制入院させられた。統合失調症との診断を受けた原告が長期間にわたって意に反する入院生活を強いられたことにより精神的損害を被ったとして、国会議員、厚生大臣又は厚生労働大臣には、精神医療に関する法令及び政策を改廃するなどの義務があったのにこれを怠った等と主張し、被告に対し国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき損害金3300万円及びこれに対する2020年12月17日から支払い済みまでの5分の割合による遅延損害金の支払いを求め提訴した。

○原告側としての訴状内容

（精神医療国家賠償請求訴訟裁判判決報告会配布資料より）

（1）歴史的な不作為

原告の入院していた病院も、他の病院も同じ法律の下で運用されている。

- ・現行の精神保健福祉法は強制入院手続き法として出発しており、同意入院（現：医療保護入院）の退院の基準は定めていない
- ・病院ごと、主治医ごとの恣意的な運用を許容し、長期社会的入院者と高齢化した死亡退院者を容易に生む構造に。
- ・クラーク勧告（1968年）や、ICJ（国際法律委員会）勧告（1985・1988・1992年）、国連メンタルヘルスケア原則（1991年）等を無視して、実行ある政策転換・法改正・予算措置をとらなかった厚生労働省の長年にわたる不作為を問う。

（2）厚労行政の責任

- ・精神障がい者を危険な存在として隔離収容政策を実施し、
- ・日本社会における偏見を作出し入院の長期化を現実的に抑止せず。
- ・長期入院者に十分な救済措置を講じることもなく

漫然と放置し、

- ・地域で自由に生きる権利を奪った。その結果原告を含む長期入院患者は、全国に何十万と放置され、今も数万人が長期入院を強いられ、甚大な被害を受けている。
- ・厚労大臣は人権侵害が甚だしい長期入院者を生み出すことのないよう、現状を積極的に解消すべき作為義務を負っていた。
- ・実効性のある退院措置を講じないまま、原告に代表されるような、基本的人権侵害行為を、故意ないし過失によって放置した不作為は国家賠償法 1 条 1 項の違法なもの。

(3) 憲法違反

- ・憲法 13 条 幸福追求権の保障『すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする』
- ・憲法 14 条 平等権の侵害、精神科入院患者は精神科特例～現行診療報酬制度によって、他診療科と比較して極めて不合理な差別を受けている。
- ・憲法 22 条 1 項 居住移転及び職業選択の自由の保障、原告は、地域で当たり前暮らし、自ら選択して生きる権利が奪われた。
- ・憲法 25 条 文化的で最低限度の生活を営む権利の保障、精神科病院内での 40 年間の生活が「健康的で文化的な最低限度の生活」か。
- ・憲法 31 条 適正手続きを受ける権利の保障、強制入院にもかかわらず、適正な司法手続きを経ない同意入院/医療保護入院により 40 年間の入院を強いられた。

(4) 裁判の経過と争点（精神医療国家賠償請求訴訟裁判判決報告会配布資料より抜粋）

裁判は 2021 年 3 月 1 日の第 1 回から 2024 年 6 月 18 日までの 16 回に渡って行われた。

その中で 2024 年 2 月 27 日の当事者尋問の日は口頭のやりとりが行われた。争点としては

① 事実レベルとして

- ・カルテの記載内容が杜撰（あるいは改ざん）により「入院形態」が争点に。原告は「強制入院の実

態に変わりがなく、これによる不利益を原告に担わせるべきではない。」と主張。被告側は「原告の入院形態は立証されていない」

また原告自身が入院しているほうが楽であると考えて、入院継続を選択していた」と主張。

- ② 「違憲性」及び③「国賠法上の違法性」について被告側はこれについて最終準備書面では一切触れず。

2. 判決について

裁判長より主文のみ読み上げられた。

主文 1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする

理由については、「強制入院させられたこと」の原告の主張に対し、「入院診療録には医療保護入院の記載が見当たらない」という事実が確認できないことを根拠に「国会議員が同意入院等の改廃義務を怠った旨の原告の主張は、その前提を欠き採用できない。」とした。

国会議員または厚生大臣等の不作為により、その必要もないのに長期入院を強いられたとの原告の主張については「入院当初妄想があった。また、周期的に病状の悪化と軽快を繰り返し、時に症状の急激な悪化があった事実が認められ入院の長期化はこうした原告の症状のためであった可能性がある」。原告の入院が長期化したのは同意入院等や任意入院等といった制度の問題であるとも、精神医療の問題であるともいえない。また本人の言葉「退院して働くよりも入院している方が楽だ」との言葉を取り上げ 1999 年 10 月には A 病院で入院生活を継続することを自ら選択したという判断をしている。

さらに原告が違法な拘束については救済の途は開かれていて、弁護士に救済を求めることもできたのに当初は退院したい意向を明確にしていたが退院請求や弁護士に救済を求めたりすることはなかったとし、「1999 年以降の入院は原告自らの意思で選択されたものである」としている。「国会議員または厚生大臣の不作為によって、原告が必要もないのにその意に反して長期入院を強いられたと認めることはできない」と結論づけた。

3. 裁判判決報告会(記者会見含む)から今後に向けて

東京地裁における判決後、会場を日比谷コンベンションホールに移して裁判判決報告会が開かれた。原告の伊藤さんからのあいさつでは「控訴して闘います」という力強い言葉があった。登壇者からは、「判決は主文のみ読み上げて終了となった、本質にふれず個人に還元している」、「それにしてもひどい、中身のない判決である。通常のものより判決文がかなり少ない」「逃げています」などの第一声が発せられた。

フロアからも以下のような、裁判を傍聴しての感想や意見があがった。

- ・(報道の側からは) OECD (経済協力開発機構) の国では裁判所の介入なしには強制入院はさせられない。これだけみても制度の欠陥は明らかである。
- ・医療保護入院について、「家族は家族の同意で入院すると家族の関係が壊れる。家族の同意入院というのはやめてくれ」と言っている。
- ・家族の問題に閉じ込めているところに制度の欠陥がある。
- ・判決理由に、伊藤さんが退院のために救済措置を自分で執らなかつたことがあげられているが、そんなことできるわけない。“スーパー患者”でなければできない。
- ・精神医療審査会は形骸化して機能していない。あまりにも審査する件数が多いのに人員が不足している。
- ・病状については、病院から外に働きに行っている期間もあるくらいなのに、点だけでとらえて病状の悪さを長期入院の理由にしている。

終わりの方で報道の方から「精神医療審査会のこと一つとってもまだまだ反論する余地はあります」と、心強い言葉がかけられた。

弁護団団長である長谷川敬祐弁護士は、2週間以内に控訴の手続きをとると明言した。

終わりに

私が1984年から精神障がいの方へ支援者として関わってから精神衛生法が改正され、社会復帰施設整備

(デイケア等が始まった)が始まり、地域精神保健対策が推進され小規模作業所に対し補助予算が付き、精神保健法、そしてその改正と精神障がい者への施策は少しずつ進んできた。

しかし一方で、精神科病院の長期入院者はいまだに数万人いるとされ、問題を置き去りにされている。精神障がい者への人権侵害は続いている。その原因の一つである一定数入院患者を確保しなければ病院運営が成り立たない構造を変え、実質的に精神医療審査会が機能することや、司法の介入なしに強制入院はさせないという体制にすることなど、現状を大きく変えていくためにはこの裁判で勝訴するような社会的なインパクトが必要である。そのためにはこの裁判に、多くの人たちの理解・支持・協力が必要だ。私自身、何ほどのことができているわけではない。けれども自分にできることは続け、この裁判を微力ながら支えていこうと思っている。

裁判は書面のやりとりや確認が多い半面、数分で終わることが多い。しかし、傍聴席をいっぱいにすることで関心の高さを裁判官に知らしめることができる。この裁判を知りえた方々が一人でも多く、ご自分のできる応援を考えていただけることを強く願う。

(YMSN 森川充子)

引用資料

*2024/10/1 精神医療国家賠償請求訴訟裁判判決報告会+記者会見配布資料

*2024/10/1 国家賠償法1条1項に基づく国家賠償請求事件 判決文

SST 経験交流ワークショップ in 岩手

～積極的に広める試みの大切さ実感～

久しぶりにSST経験交流ワークショップに参加しました。

2024年7月21、22の両日、岩手県盛岡市で開催されました。岩手在住で認定講師の工藤一恵さんからの誘いもあり、観光も含め、メンタルネットのスタッフや仲間とともに岩手の旅も楽しみました。一日目は、横浜では味わえない美しい風景と食、たわいもない賑やかな会話を楽しみ、経験交流ワークショップの報告は二日目のみとなります。

はじめに

そもそも「岩手に行こう」と思ったのは、「SST普及協会30周年記念事業」の実行委員になったこと。すっかりご無沙汰しているSSTの実践のことをより知ることが私の目的でした。また、全国のSSTの実践者の方々との出会いも楽しみではありました。私が参加したワークショップを中心にその時の様子をお伝えします。

テーマ「ライブ小中高生向けSST」

講師：佐藤史教氏（岩手県立大学看護学部）

このワークショップに参加したくて朝一番の新幹線で宿泊先の花巻から移動しました。メンタルネットでは中高生の居場所Irodoriや高校生向けサマーセミナーで不定期なSSTセッションを実施していますが、いずれ定期的な開催をしたいと思っていたので参加しました。

当日は、講師より「小中高生向けSST」実施について説明があり、その後実際の参加者によるライブSSTが実施されました。

対象は、県内の小中高生で、小学生、中学生、高校生とグループは年齢によって区切られているものの疾患の有無は問わないオープングループということ。募集については、県内の小児科、精神科の病院に



花巻市にある「るんぴにい美術館」は2階に障がいのある方のアトリエとパン工房があり、1階のカフェはケーキやコーヒー、軽食が食べられます。

ポスターを掲示し参加を募ったそうです。参加者の6割ほどが自閉スペクトラム症やADHDなどの診断を受けているということです。各クラス60分のセッションとし、基本訓練モデルをベースにしつつ、臨機応変に心理教育や問題解決などを組み合わせると説明がありました。

小・中・高校生による混合ライブSST

ライブは、小・中・高校生が混ざっての本来とは違っていました。グループの力や豊さを感じるセッションでした。小学生A君が課題を出し、みんなで考えてA君の力になってやろう、という姿勢が感じられるセッションでした。子どもたちの積極的な発信を受け止め、次の展開につなげるさまは、SSTの基本訓練モデルをベースにしている良さが伝わってきました。また、なりたい、こうしたい、ということリーダーだけでなく、他の参加者が応援している様子から、グループの力を感じました。

次に、参加している高校生から「セッションが終わった後、みんなでお茶を飲みながら振り返りを行っているのだが、『こうしたのはまずかったかな…』という仲間には、『そんなことないよ』とか『今思ったんだけど、こうするのはどう?』など…、振り返ることでモヤモヤしないで家に帰れる」ということを教えてもらいました。また「一緒にカラオケで遊ぶなど、

「SSTだけでない楽しみがあるから続けています」の声もありました。

参加者は、コミュニケーションへの苦手意識がある人たちで、変わっていきける自分を感じているからこそ、続けているのだということを感じながら、メンタルネットでの中高生向けSSTの開始も意味のある事だと、強く思いました。

テーマ「更生支援～地域で生きるを応援する～」

講師：片柳光昭（全国SST保護司研修責任講師）・北東北の保護司

司会進行：八木原律子（明治学院大学名誉教授）

コーディネーター：品田秀樹（新潟県長岡地区保護司会副会長）

このワークショップを選んだのは、2020年に法人の拠点を移転したことに起因しています。というのは拠点は丘の中腹にあり、下を眺めると横浜刑務所と少年鑑別所がある立地だということ。以前少年鑑別所を見学し、情報誌に掲載させていただいた経緯もあり、刑務所でのSSTということに興味関心を持っていたからです。

最初に講師より、SSTが導入された歴史を学びました。少年院教官のためのSST研修から始まり、保護司の皆さんがSSTを学び、更生保護という仕事に従事していること。普及協会では、保護司の方へのSSTの普及が法改正の歩みと共に実施されてきたこと。少年院で「社会適応訓練」などの授業が始まり、教官が少年と行う個人SSTも広まっていったとのこと。それぞれがSST普及協会の試みから繋がっていることの大きさを知りました。約30年近く前に少年院でサイコドラマの授業を見学させてもらったことを思い出しました。当事者が社会で生きていくうえで、何が重要かということ学ぶ実践の幅がこうやって増えていくのだと分かりました。

当日のディスカッションでは、「今私にできることは何？」について考えたのですが、「知りたいと思ったことを行動すること」なのかな、と思いました。

**30周年記念事業「SSTの新たな普及の試み」
「FACEDUO」を導入した使用経験 鈴木りほ先生
「FACEDUO」によるSST研究の計画 高野隼先生
VRを用いたSSTの世界的動向 丹羽真一先生
SSTアンバサダーとして 松宮千士里会員**

午後は、30周年記念事業の趣旨を理解したくて、上記ワークショップに参加しました。30周年とは長い年月だと思うとともに、私自身もその長い間SSTと関わり、学んでいたと振り返りました。普及協会はこの30年間でSSTを病院から地域へ、家族へ、また就労支援、リワーク、教育など、広い分野へ広めている歴史があり、改めて歴史を重く受け止めました。30年を機に「新たな普及の試み」というタイトルから、今後の私自身の「新たな試み」について考えることができました。

3つのワークショップを通して

横浜では、SSTの普及は病院にとどまり、地域ではなかなか広がらない印象があります。SSTの本当の良さを伝えきれていないことを改めて思われました。メンタルネットでは、全てのグループ運営にSSTを導入しています。卒業生のグループが二つあるのですが、形としては基本訓練モデルを使い、「困っていること、悩んでいる、迷っていることが少しでも楽になるように、色々なアイデアをもらい、試してみて、実践へつなげます。小中高校生のSSTのデモをみて、直感のアセスメントも含め、きめ細やかなリーダーのアセスメント効果がグループの力動につながっていると感じ、私たちのSST実践に希望が持てました。

また、普及ということでは、更生支援へのSST導入の歴史が意味深く、とても参考になりました。

今回の参加を通して、SSTはコミュニケーションツールとして身近にあるものということを確認したので、地域にこの有効なコミュニケーションツールのあることを今までより積極的に広めていくことが私にとっての「これからの新しい試み」なんだと考えました。同時に、SSTの基礎を大切にして、学び直していこうと思いました。

(YMSN 鈴木弘美)

止まっている「時」と、進んでいる「時」の混在

～福島の現状：これからが復興・再生の重要な局面～

片柳 光昭（せんだいG&Aクリニック）

東日本大震災から13年と半年が経過した。以前からお伝えしている通り、「みやぎ心のケアセンター」は令和7年度をもってその役割を終える。このことは、宮城県内の被災コミュニティ及び地域住民が負った心理的、精神的課題が解決されたということではない。事実、クリニックでカウンセリング業務に携わっていると、相談者が抱える心理的課題の背景には、震災時の影響が関連していることが少なくない。しかしながら宮城県では、災害後の心のケアについては令和8年度から、市町村及び保健所、精神保健福祉センターなどによる既存の相談体制で対応することとなる。

東日本大震災後に組織された心のケアセンターは宮城の他に、岩手、福島の被災3県に設置された。特に福島では、地震と津波に加えて東京電力福島第一原子力発電所（以下、第一原発）の事故が発生し、宮城や岩手とは異なる被害が生じたことにより、恐らくではあるが、福島のケアセンターの役割や支援内容も岩手と宮城とは異なったのではないだろうか。筆者がみやぎ心のケアセンターに入職した時、研修の一環として、「ふくしま心のケアセンター」を訪問し、その際に福島県沿岸部を案内していただいたことがある。既に東日本大震災から1年以上が経過していたが、除染した土砂を入れた土嚢が積み上げられた光景は宮城では見たことがなく、衝撃的であった。また放射線量の数値に誰もが敏感になっていた記憶も蘇る。

みやぎ心のケアセンターが閉鎖に向けて事業を縮小や終了していく中で、福島の現状はどうなのだろうか、と、ふと心によぎった。そして、期せずして、8月末にふくしま心のケアセンターにお伺いし、福島の現状を知る機会を得ることができた。

ふくしま心のケアセンターのスタッフに、事務所の一つがある広野町とその周辺の自治体を案内していただいた。檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町である。広

野町を除き、全て第一原発から20キロ圏内にある自治体である。広野町から車に乗り、国道で第一原発に向かう形で走っていくと、ある地点から、恐らく震災後から手を付けられていない大型家電量販店や飲食店などが姿を現す。同時に、それまでは風景に馴染んでいた整備された田畑や手入れされた家屋が姿を消し、つたに覆われ、窓ガラスが割られたり、雨戸が腐食したりしている家屋が目に入ってくる。生活の雰囲気は一切感じなかった。

更に進むと、家屋そのものが姿を消し、家屋の基礎のみが残っている土地が広がり、大きな建物には進入禁止の立て看板やフェンスがその周辺を囲んでいる。道中、行きかう車はダンプカーが多くなったが、これらのダンプは、街づくりの一環である商業施設や住居施設の建設に携わっているのだそうだ。

筆者は、自分が気仙沼に単身赴任した当初の光景と重ね合わせていた。気仙沼では原発被害はなかったが、家屋のない基礎だけの土地、人が住んでいない傷んだ家屋、震災後からそのままであろうコミュニティ、街中にダンプが行き交う様子は、十数年前と同じであった。ここは、震災から止まっている「時」と、進んでいる「時」が混在しているように感じられた。周辺にあるJR常磐線の駅の駅舎は立て替えられたとのことで、その目新しさと周囲の風景とのギャップが「時」の違いを象徴しているかのように感じられた。

もちろん、今回案内してもらった自治体をはじめ、国も県も街の復興、再生に向けての取り組みは継続的に行ってきている。コンパクトシティを目指したまちづくりや、帰還を待っている避難者を受け入れるための準備など、決して進んでいないわけではない。筆者が伝えたいのは、筆者が宮城を基準に勝手に考えていた福島の状況と、実際に目にした光景に大きな差があったということである。東日本大震災後には連日のようにメディアから流れていた福島の状況も、それ以降

に発生した多くの災害、事件事故などにより、いつの間にか見聞きすることがなくなっていた。そのことを根拠に、そして自分が普段見ている景色を根拠に、福島も復興しているのだろうという思い込みがいつの間にか生まれていたのだった。本論の冒頭、みやぎ心のケアセンターが終了することが災害後の心のケアの課題が解決したことを意味するわけではないと伝えてお

きながら、同じような思考に陥っていた筆者がいた。話を聞けば、今回訪れた地域は、まさにこれからが復興、再生の重要な局面であるとのことだった。まずは今回知った事実をしっかりと受け止めること、そして、これまでの筆者の経験が何かの役に立つことがあれば、惜しげもなく力になりたいと考えた。

活動報告

キャリアデザイン スクール

キャリアデザインスクール（CDS）では、9月26日～27日に宿泊研修というプログラムを行いました。通常と違った特別プログラムです。事前準備から終了後まで、1か月間の様子をご報告します。



【宿泊研修の目的】

2日間ずっと仲間とともに過ごす「マホロバ・マインズ三浦」での宿泊研修。おしゃべりやゲームなど、普段のプログラムと同じような時間もあれば、食事や入浴、就寝など、家でリラックスできるはずの時間が、仲間と過ごす半プライベートとなります。同じCDSの仲間と、やや緊張する半プライベートな時間を体験してみる、それによって仲間との関係の変化を体験してみることが、目的の一つです。

【実施までの進め方】

「9月に宿泊に行く人～？」との問いかけに、「行く！」と即答する参加者は少数。多くは行ってみたいけど「自信がない」「不安だ」という気持ちが大きいようです。そのため、当日までにプログラムとして「宿泊ミーティング」を3回設定しました。参加を迷っている気持ちをみんなで共有したり、準備作業を一緒にしたり、宿泊研修に自然とふれる時間を作り少しずつ考えを固めていけるようにしました。最終的に参加を決めた方は9名に増えました。

【宿泊ミーティングの様子】

・第一回 9月2日（月）今の気持ちを一人ずつ話し、不安がある方は何が不安か、行く気持ちと行かない気持ちの割合などを出し合いました。また、食事やゲームの内容などの意見を出し合いました。
・スピンオフ企画 9月17日（火）

通常プログラムを早めに終えて、「サイコロトーク」ゲームの準備を行いました。普段披露されることがなかったイラストやレイアウトセンスが発揮され、それが仲間の関係を深め、宿泊にいてみるもいいかな…という雰囲気が濃くなりました。

【宿泊当日】

全員時間通りに集合、ややぎこちなさを感じてみんなで電車に乗り込みました。ホテルに到着後、近くの海へ散策。ぎこちなさが少しずつ薄れて、自然と表情も穏やかになり、さりげない交流もみられるようになりました。夕食はバイキングだったので、リラックス度が上がり食べ物の会話もすすみました。夜更かしした方も、眠れなかった方も、翌朝はそろって朝食。ミーティングで話合って決めた博物館見学、カフェでの昼食をゆっくり過ごし散会となりました。



【終了後】

普段のプログラムにもどったCDS。宿泊研修に参加された方のご様子が以前よりどっしりして見えるのは、私の思い入れが過ぎるでしょうか。
(YMSN 大倉よしの)

Irodori



最近のイロドリは、7月30日に海の公園にて、BBQを行いました。BBQを楽しみに7月から平日のイロドリに参加してくれた中学生やみんなでお肉や野菜を焼いて楽しみました。

今年の春、大学に進学したOBや久しぶりに参加してくれたOBもいて、今、参加してくれているイロドリのみんなと一緒にしゃべりながら、楽しみました。

途中で雨が降り出してしまい、早めに切り上げることになりましたが、イロドリのみんなとOBとプレジョブのみなさんと楽しくしゃべりながら、わいわいBBQできて楽しかったです。

8月以降は、イロドリに高校生の女の子が見学に来てくれて2人、月曜日の学習の時間に参加してくれるようになりました。月曜日は高校生の女子3人のみの日が多いので、自習したり、バザ



肉が焼けるのを待ってます

一作品作ったり、お話ししながら、甘いおやつ作り（クレープなど）したりして楽しんでいます。火、木の通常活動では、参加している中高生の男子達が活動に慣れてきたためか、トランプやマリオカートなどのゲームで遊ぶ時間が前より長くなってきました。

みんな、それぞれのペースで、イロドリを利用して、楽しんでくれているように思います。

これからもみんながそれぞれ、イロドリで楽しんでくれたらうれしいなと思います。

(YMSN 原悦子)

駄菓子屋カフェ



先日、たまたまだったと思いますが、トライの卒業生が同じ日の同じ時間帯にカフェに遊びに来てくれました。4人のお客さんでカフェはいっぱいになってしまうスペースしかないので、みんなで一緒に話すことになりました。もともと、違う時期にトライを利用した人たちですが、「実習先でお世話になった先輩ですよ」とAさん。先輩のBさんは、「そうだったね。あの作業大変だったよね」と…。同じ経過をたどった仲間がいるっていいな。と思った瞬間でした。その日は、あと常連さんと有休を使

ってほっこりしに来てくれたOBという4人でした。

駄菓子屋は、夏休みから子どもたちのお客さんが少なめです。行事の秋でもあり、みんなが忙しくなっているようですが、来る回数は減ってはいるものの、思い出して寄ってくれる子どももいます。何かあった時にふらっと立ち寄ってホッとできるところになったらよいと思っています。

先日、小学生に交じて中学生が顔を出してくれました。「今日は部活がなかったから…」と言いながら、駄菓子を買って、廊下でしゃべっていきました。

(YMSN 鈴木弘美)

ジョブコーチ

9月末より就労されたAさんの支援に入っています。以前は、一般就労されていましたが、体調を崩されて約10年お仕事から離れていました。昨年、法人が行っている「キャリアデザインスクール」に週1回ボランティアのプログラムに参加され、6か月間の期間修了後に「プレジョブスクール」に参加。そこから就労を目標に、週2〜4日まで徐々に日数を増やししながら、コミュニケーションや暮らしの基本、自己理解ワークやコーピング、ボランティア活動など、積極的にプログラムに参加され、体力や働く気力を取り戻していきました。次のステップとして企業実習先を探していたところ、障がい者雇用での求人を希望されている企業さんと縁があり、3週間の実習をさせて頂くことができました。

「キャリアデザインスクール」「プレジョブスクール」に参加しながら、ご自身の障がいも受け入れることができ、今回は障がい者雇用で勤務することをご自身で決断をされました。実習先では、積極的に仕事に取り組む、その前向きな姿勢と人柄の良さから、お声がけ頂き、今回の就労につながりました。もちろんタイミングもあると思います。しかしプレジョブスクールから約1年を通して、実際に変わっていく姿を見ているので、Aさんが引き寄せた「ご縁」だったと思います。

徐々に勤務時間を延ばしながら、現在は週3日6時間勤務をされています。本当に久しぶりの就労なので疲れてしまう日もありますが、早めに就寝するなど体調管理をしながら頑張っています。1日も早く「職場=居場所」となるように一緒に伴走していきたいと思っています。

(YMSN 吉成広美)

子どもとみんなの食堂

10月12日(土)の子ども食堂は、少し早いハロウィンを子どもたちと楽しみました！

今回は、以前演奏して頂いた「内野ご夫婦&港南区社会福祉協議会の樋口さん」に演奏して頂きました。ウクレレ&ベース&サックスのユニットで、奥様の素敵な歌声に合わせて、子どもたちも楽器を演奏しながら、一緒に参加していました。今回は久しぶりに来る子供たちも多く、しかも元気な子が多かったのが、始終にぎやかな会でした。

カレー作りでは、怪我をする子もなく、手際がよくなってきています。そして、こんなに小さなコミュニティでも多国籍化の波がきていて、中国からホームステイで日本に来ている男子高校生や中華学校に通っている台湾の小学生も参加してくれて、中国語が堪能なボランティアスタッフとおしゃべりを楽しんでいました！また、一緒にカレーを食べたり、お皿を洗っているときのふとした会話から、家庭での悩みごとを知るきっかけにもなっています。話を大きくしてほしくない気持ちもわかるので、毎月カレーを食べに来て、一緒に過ごしてもらえ安心できる場所にしていきたいと改めて思う会でした。

(YMSN 吉成広美)



バンド演奏に飛び入り出演の子どもたち

ご寄付のお願いと報告

- ・会費をいただいた方(2024.7.21~2024.10.15)
 - ・相原俊介、森川充子、山口奈保、吉成広美、渡部恵梨子（以上、敬称略）
- ・寄付をいただいた方（2024.7.21~2024.10.15）
 - ・横山秀昭、渡辺幸子、鈴木弘美、子ども食堂参加者匿名（以上、敬称略）
 - ・ありがとうございます
- ・寄付をお願いいたします。
 - ・郵便振替用紙を同封させていただきました。
 - ・認定NPO法人なので、寄付をいただくと(所得税40%+住民税10%)最大50%の減税になります。今後ともご協力よろしくをお願いいたします。

当事者のためのグループ活動

- ・就労フォローアップミーティング
 - ・年1回、OB会の開催
- ・就労者SST
 - ・日程 毎月 第1土曜日 時間 pm. 1:00~2:30 場所 YMSN
- ・当事者グループ活動

駄菓子屋カフェIrodoriイベント

「本の会」「子どもとみんなの食堂」のご案内

- ・日程 毎月第2土曜日
- ・会場 駄菓子屋カフェIrodori デッキスペース
- ・「本の会」 11時00分~11時30分 赤ちゃんから5~7歳
- ・「子どもとみんなの食堂」 15時~18時 どなたでも(事前予約)

正会員：5,000円（個人） 賛助会員：12,000円（団体）
（正会員・賛助会員にはYMSN情報誌を無料配付）

振込先：郵便振替口座 00250-6-71607
横浜メンタルサービスネットワーク

会費を銀行・コンビニATMやネットから振り込む場合の入力方法をご案内します。

振り込み料は432円かかりますが、郵便局に行かなくても良いので楽は楽です。

（金融機関名）ゆうちょ銀行（店名）〇二九
（種別）当座（口座番号）71607
（名義）ヨコハマメンタルサービスネットワーク

季刊 YMSN情報誌 Vol. 21 No. 2
YMSN 第82号 2024年10月20日発行

年間購読料1,000円（年4回発行）1冊頒価300円

発行：NPO法人 横浜メンタルサービスネットワーク
理事長 鈴木弘美 編集代表 森川充子
〒234-0052 横浜市港南区笹下 1-7-6
TEL 045-841-2179
FAX 045-841-2189
<http://forest-1.com/ymsn/>
e-mail: ymsn@forest-1.com